

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

申請後、令和7年3月31日までの資格有効期間内に、次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに以下の必要な添付書類を添えて「競争入札参加資格者変更届」《様式第18号》を提出してください。(郵送可)

No.		変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要
1	法人	商号又は名称	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
2	個人	商号又は名称	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
3	法人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
4	個人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
				△	○	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)(写し可)	申請日前3か月以内のもの 設計調査測量の場合には資格がない場合
5		本店(主たる営業所) の電話番号、FAX番号、 メールアドレス				なし	
6	法人	代表者	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
7	法人	代表者の役職名又は 氏名(改姓、改名等)	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
8	個人	事業主の氏名(改姓、 改名等)	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○	○	○	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (写し可)	申請日前3か月以内のもの
			△			又は 建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				△		又は 登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
9		代理人	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの

Ⅲ 申請後の注意事項

No.	変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要
10	代理人の役職名	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
11	代理人の氏名(改姓、 改名等)	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○	○	○	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (写し可)	申請日前3か月以内のもの
12	代理人を置く営業所の 名称	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
			○		登録行政庁に提出した変更届の 写し	設計調査測量の登録がある 場合※1
13	代理人を置く営業所の 所在地	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
			○		登録行政庁に提出した変更届の 写し	設計調査測量の登録がある 場合※1
14	代理人を置く営業所の 電話番号、FAX番号、 電子メールアドレス				なし	
15	建設業許可番号	○			許可通知書(証明書)の写し	許可換えの場合は必要 更新の場合は不要
16	監理技術者数	○			監理技術者の状況(様式第16号)	0人から増えた場合のみ必 要
17	設計調査測量における 登録の有無		○		次に該当するものの写し ・新規又は更新の登録通知書 (証明書) ・登録の取消、削除の通知書 ・更新されなかった旨を記載した 書面	測量業者・建築士事務所の 登録については、申請事業 所が登録されていることがわ かるものも併せて提出
18	資本金額	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの

※1 申請事業所で測量業者・建築士事務所の登録がある場合は、申請事業所の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタント・不動産鑑定業者・計量証明事業者・土地家屋調査士の登録の場合は申請事業者の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

※2 審査の過程で上表以外の添付書類が必要になった場合は、改めて書類提出をお願いすることがあります。

- ◇ 1法人で複数の事業所を登録している場合は、**登録している事業所ごとに変更申請及び添付書類を提出**してください。
- ◇ 変更届は、小川地区衛生組合に複数の業務で申請している場合には、**申請業務ごとに作成**してください。
- ◇ 変更届の「受付番号」欄には、小川地区衛生組合の**受付番号を必ず記入**してください。
- ◇ 令和3・4年度にも申請していた者が、令和5年3月31日までの間に変更等の届出を行う場合には、令和3・4年度分と令和5・6年度分の2通の変更届が必要になります。